

総会議事録に関する規程

NO MARK 株式会社

第1条

当社の株主総会における議事録は、法令及び会社の規定に則り作成され、管理されなければならない。

第2条

議事録は、株主総会の日付、場所、開始時間、終了時間、出席株主及び議長の名前を含め、会議の基本情報を明確に記載しなければならない。

第3条

議事録は、議題ごとに議論の要点、意見、提案、および決議内容を正確に記録しなければならない。決議の可否や議決の結果も記録しなければならない。

第4条

議事録は、会社の公式文書として扱われ、適切に保管されなければならない。保管される場所は、会社の登記上の所在地またはその他の指定された場所でなければならない。

第5条

議事録は、株主総会の出席者全員に配布され、承認を受けなければならない。承認された議事録は、会社の記録とみなされる。

第6条

議事録の作成と管理は、総務部が責任を持つ。記録者は、議事の進行を正確に記録し、承認者は議事録の内容を確認し、必要に応じて署名を行う。

第7条

この規定は、株主総会議事録に関する標準的な手順を定めるものであり、特定の事情に応じて変更される場合がある。

第8条

この規程の改正は、取締役の議決により行うものとする。

第9条

この規程は、2023年5月1日より実施する。